

計量証明事業者 各種変更の届出時必要書類

2024年10月

番号	変更事項	届出様式	添付書類	メール
①	会社（法人）名称 （個人の場合は氏名）	登録申請書記載事項 変更届（様式第61）	○法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し （個人の場合は住民票の写し） ○計量証明事業登録証原本 （変更後再交付します） ○静岡県収入証紙1,750円分（手数料）	×
		事業規程変更届出書 （様式第61の3）	○変更後の事業規程	○
②	本社（本店、本部等） 所在地 （個人の場合は住所）	登録申請書記載事項 変更届（様式第61）	○法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し （個人の場合は住民票の写し） ○計量証明事業登録証原本 （変更後再交付します） ○静岡県収入証紙1,750円分（手数料）	×
		※登記簿記載事項以外（ビル名、室名等）の変更の場合は様式第61のみ提出（添付書類不要）		
	事業所所在地	登録申請書記載事項 変更届（様式第61）	○計量証明事業登録証原本 （変更後再交付します） ○静岡県収入証紙1,750円分（手数料） ※登録証に記載するため、変更届には新しい事業所 所在地を <b>番地等まで正確に</b> 記載してください。	×
④	代表者	登録申請書記載事項 変更届（様式第61）	○法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し （個人の場合は住民票の写し）	○
	個人の場合	事業規程変更届出書 （様式第61の3）	○事業譲渡に準じた書類（要問合せ） ○変更後の事業規程	-
⑤	計量士 又は 主任計量者（一般） 計量管理者（環境）	登録申請書記載事項 変更届（様式第61）	○削除の場合：添付書類不要 ○追加・交替の場合：新たに登録する者の「計量士 登録証」又は「主任計量者試験合格証」の写し	○
		事業規程変更届出書 （様式第61の3）	○変更後の事業規程	○
⑥	一般	登録申請書記載事項 変更届（様式第61）	○交換・増設の場合：はかりの仕様（ひょう 量等）がわかるもの、銘板写真（数字が読 取れる大きさ。用紙はA4サイズ）など	○
	環境	登録申請書記載事項 変更届（様式第61）	○削除の場合：添付書類不要 ○増設・交換の場合：検定済証の写し （pH検出器は添付書類不要）	○
		事業規程変更届出書 （様式第61の3）	○変更後の事業規程	○
⑦	事業規程中の条文、事業 所名称（本社と異なる場 合）、組織図等、細則の 記載内容	事業規程変更届出書 （様式第61の3）	○変更後の事業規程（又は細則）	○
⑧	環境	登録申請書記載事項 変更届（様式第61）	○検定済証の写し （環境特定計量器の追加がある場合のみ） ○計量証明事業登録証原本 （変更後再交付します） ○静岡県収入証紙1,750円分（手数料）	×
		事業規程変更届出書 （様式第61の3）	○変更後の事業規程、細則 （本文全文及び計量証明用設備機器一覧）	○
⑨	計量証明事業の廃止	事業廃止届 （様式第59）	○計量証明事業登録証原本 （返納していただきます） ○計量証明事業者報告書（全事業廃止且つ 当該年度に計量証明書を発行していた場合）	×
⑩	事業の承継（事業譲渡、 会社分割、会社合併、相 続等）		新規登録に準じた書類が必要となる場合があります。 ケースによって必要な書類等が異なるので、お問い合わせください。	-

※1 様式番号は計量法施行規則の各様式番号

※2 静岡県収入証紙は、（一社）静岡県計量協会や市役所等で販売しています。

2 ページ目も御確認ください

## その他注意事項

- ・代表者以外のお名前・印鑑で届出される場合、代表者からの委任が必要になります。  
(既に委任状が提出されており、その後委任者や受任者に変更なければこの限りではありません。)
- ・登録証1枚につき一度当たり書換手数料が1,750円かかります。上記の2つ以上の書換を同時に(一度で)届出される場合(例えば①と②を同時に届出される場合)、1枚につき手数料1,750円を負担いただければ結構です。
- ・登録証の書換を伴う変更の場合は、切手140円(登録証1枚の場合)又は切手180円(登録証2枚以上の場合)を貼付したA4用の返信封筒を同封ください。

### 【お問合せ先】静岡県計量検定所指導検査課

〒421-1221 静岡市葵区牧ヶ谷2078番地

TEL 054-278-8311 FAX 054-278-5479

E-mail keiryousidou@pref.shizuoka.lg.jp